

防官施第8372号
14.10.2
改正 防官施第5818号
17.7.26
改正 防官施第3119号
18.3.29
改正 防官施第6881号
18.7.19
改正 防官施第7576号
18.7.31
改正 防官文第77号
19.1.5
改正 防官文第8267号
19.8.30
改正 防官文第10545号
23.9.1
改正 防官文(事)第18号
27.10.1
改正 防官文(事)第10193号
28.5.25
改正 防官文(事)第52号
令和3年3月26日
改正 防官文(事)第161号
令和3年6月30日
改正 防地環(事)第13218号
令和3年7月29日
改正 防地環第21270号
令和3年12月17日
改正 防地環(事)第305号
令和4年12月8日

長官官房長
各局長
各防衛参事官
施設等機関の長
各幕僚長 殿
統合幕僚会議議長
技術研究本部長
契約本部長
防衛施設庁長官

事務次官
(公印省略)

地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会設置要綱について (通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。
なお、防経施第1619号(8.3.25)は廃止する。

添付書類：別紙

地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会設置要綱

(設置)

第1条 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定。以下「政府の実行計画」という。）及び政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領（令和3年10月22日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、政府の実行計画に定められた取組の円滑な推進並びに取組の実績の集計及び分析等の点検を行うため、防衛省に地球温暖化対策実行計画推進・点検委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の構成は次のとおりとする。

(1) 委員長 環境政策課の所掌に属する事項を担当する大臣官房審議官

(2) 委員 大臣官房会計課長
地方協力局環境政策課長
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校総務部総務課長
防衛研究所企画部総務課長
統合幕僚監部総務部総務課長
陸上幕僚監部防衛部施設課長
海上幕僚監部防衛部施設課長
航空幕僚監部総務部総務課長
情報本部総務部総務課長
防衛監察本部総務課長
地方防衛局企画部地方調整課長
防衛装備庁長官官房会計官

2 委員長は、必要があると認めるときは、前項に掲げる者以外の者を委員に加えることができる。

(運営)

第3条 委員長は、委員を招集し、会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係部署に対し、関係職員の出席を求め、意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

(関係部局の協力)

第4条 関係部局は、委員長から関係職員の出席、資料の提出等の要求があった場合には、これに協力するものとする。

(庶務)

第5条 委員会に関する庶務は、地方協力局環境政策課において処理する。

(委任規定)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。